

中山間地域の振興に関する特別委員会

日時：令和4年7月19日（火）

午後1時から

場所：第1委員会室

1 当特別委員会の進め方について

・議長から

・各委員から

・今後の進め方について

2 その他

中山間地域の振興に関する特別委員会の今後の進め方について(案)

1. 特別委員会設置に関する基本事項

(1) 特別委員会の調査事件

中山間地の振興策等に関する調査・研究

(2) 調査期間

議会が本件の調査終了を議決するまでとし、議会閉会中も継続して調査・研究を行うことができるものとする。

(3) 本会議提案理由

全国的に中山間地域を取り巻く環境は厳しさを増しており、市域の7割弱を占める森林を支える中山間地域の振興は、本市にとって重要な施策である。

市の中心地域と中山間地域の均衡ある発展のためには、中山間地域の振興の重要性について、市民の共通認識が必要である。

本特別委員会では、中山間地域の振興策や条例の制定等について、調査・研究を行っていく。

2. 当局の基本姿勢

当局の基本的な姿勢としては、一般質問や委員会、全協等での答弁から、中山間地域の振興に係る基本計画の作成、条例の制定等の必要性は感じておらず、作成等の意思はない。

中山間地域を所管する部署についても、創設する必要性はない、中山間地域については、現在ある計画等において振興に努めていく等の答弁があった。

以下、本会議での会議録抜粋。

【令和元年6月定例会（6月12日）】

○市長（染谷絹代） 現行の過疎地域自立促進特別措置法が効力を失い、過疎対策事業債などの有利な財政措置がなくなった場合には、今後の財政状況を勘案しつつ、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりの方向性を踏まえて、中山間地域において必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

【令和元年9月定例会（9月9日）】

○市長（染谷絹代） 昨年度からは、川根地区における協働のまちづくりを推進していくため、市民協働課と川根地域総合課の業務を兼務する職員2人を川根支所に配置し、本庁との連携体制を強化させ、過疎対策や空き家対策、地域おこし協力隊の活動支援など、中山間地域におけるさまざまな課題等の対応に従事しております。そのため、現時点では中山間地域振興室を設置することは考えておりません。

【令和3年2月定例会（3月9日）】

○市長（染谷絹代） 策定の根拠や実効性を担保する法令等も存在しないことから、中山間地域を対象とした計画を新たに策定するのではなく、総合計画等に基づき事業を実施しつつ、必要に応じて辺地総合整備計画等の法令に基づく計画を策定し、有利な支援措置を活用して中山間地域の振興に努めてまいります。

3. 当面の間の委員会の進め方

- (1) 現在市が策定している中山間地に関連する計画を整理し、島田市における中山間地域の定義を明確化し、委員間で中山間地域に対する共通認識を持つ。
- (2) 全国の議会における中山間地振興の先進事例調査により、当市の参考となる取り組みを学ぶとともに、当市における中山間地域の振興計画の必要性を判断する。
⇒平成23年6月に新潟県上越市で制定された中山間地域振興基本条例制定の取り組みを参考としてはどうか。
- (3) 先進事例調査を踏まえて住民意見の聴取を行い、執行当局に対する提言の基礎資料とする。
- (4) 新潟県上越市の事例では、取り組み開始から条例制定まで、4年を要している。当面は令和5年5月までを最初の活動期間とし、委員会は月1回程度の開催を基本とする。なお、定例会開催中は必要に応じて会議を追加する。

4. 今後の会議の流れ（上越市の事例を参考とする場合）

1回目	6月30日	互選
2回目	7月19日	議長、各委員から当特別委員会について、意見を出し合う 参考例や方向性の確認
3回目	8月○日	当局（市民協働課）からのレクチャー 過疎地域や辺地計画等について
4回目	9月○日	当局からのレクチャー または、当市の現状把握等
5回目	10月○日	行政視察について
～行政視察～		
6回目	11月○日	行政視察の振り返り
7回目	12月○日	市民との意見交換会の実施について
8回目	1月○日	市民との意見交換会実施について
～市民との意見交換会～※場合によっては、4～5月		
9回目	2月○日	市民との意見交換会振り返り 最終報告、また、中間報告について
10回目	3月○日	最終報告、または、中間報告
11回目	4月○日	
12回目	5月○日	
13回目	6月○日	最終報告案

3. 中山間地の定義および法的位置づけなど

(1) 4つの農業地域類型の分類基準

(分類農林水産省)

- ・ 都市的地域
- ・ 平地農業地域
- ・ 中間農業地域
- ・ 山間農業地域

狭義の中山間地域

(2) 中央省庁の政策対象

広義の中山間地域

① 地域振興法

- ・ 山村振興法…昭和 41 年 伊久美?身?村、笹間村 (振興山村地域) 指定
山村振興計画を策定 (森林整備事業において補助率かさ上げ)
(農村漁村振興交付金補助率かさ上げ)
- ・ 過疎法…旧川根町指定 現在の計画期間は令和 3 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
- ・ 特定農山村法…島田市の一部 (伊久美村、笹間村、日坂村、下川根村、) が指定

② 食料、農業、農村基本法 (1999 年～)

③ 中山間地域等直接支払制度 (2000 年～)

(3) 現在ある計画等

国

- ・ 農業地域類型一覧表…資料 1
- ・ 2020 年農林業センサス 39.地域調査_法制上の地域指定…資料 2

静岡県

- ・ 地域づくりへの支援制度 (令和 3 年度版) …資料 3
- ・ 静岡県過疎地域持続的発展方針 (令和 3 年度から令和 12 年度) …資料 4
- ・ 静岡県過疎地域持続的発展計画 (令和 3 年度から令和 8 年度) …資料 5

島田市

- ・ 島田市過疎地域持続的発展計画 (自 令和 3 年度 至 令和 8 年度) …資料 6
- ・ 辺地総合整備計画 令和 2 年 3 月策定 (令和 2 年度から令和 6 年度) …資料 7